備考）1　本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、ディスプレイスクリーン及び関連電子装置を有する製品であって、主な機能として、一つ以上の入力を介したコンピュータ、ワークステーション又はサーバ、外部ストレージ、若しくはネットワーク接続からの視覚情報を表示するもの（コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイ）とする。

コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人の人が見ることを想定したものである。また、サイネージディスプレイは、通常、卓上の使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることを想定したものであって、次の①から④の要件のうち、２つ以上を満たすものとする。

①対角線画面サイズが30インチを超えるもの

②最大公表輝度が１平方メートル当たり400カンデラ（400cd／㎡）を超えるもの

③画素密度が１平方インチ当たり5,000ピクセル（5,000ピクセル／in^2）以下であるもの

④搭載スタンドなしで出荷するもの

2　判断の基準②、判断の基準③及び備考３から備考７までにおいて使用する動作モードは、以下のとおり。ただし、オフモードを備えていない製品の場合は、判断の基準③は適用しない。

①「オンモード」とは、ディスプレイが稼働し、主な機能を提供しているモードをいう。

②「スリープモード」とは、ディスプレイが一つ以上の主要ではない保護機能又は継続機能を提供する低電力モードをいう。なお、スリープモードは、以下の機能を有している。

・遠隔スイッチ、タッチ機能、内部センサー又はタイマーを経由してオンモードにする。

・時計を含む情報を提供する又は状態を表示する。

・センサー機能を維持する。

・ネットワークの存在を維持することができる。

③「オフモード」とは、ディスプレイが電力源に接続され、視覚情報を提供せず、かつ遠隔装置、内部信号又は外部信号により他のいかなるモードへも切り替えができないモードをいう。なお、ディスプレイは、使用者による統合型電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によってのみ、本モードを抜け出ることができる。また、一部の製品については、オフモードを持たないこともある。

3　コンピュータモニタに係る年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$E_{TEC}=8.76\times(0.35\times P_{ON}+0.65\times P_{SLEEP})$

E_{TEC}　：年間消費電力量（単位：kWh）

P_{ON}　：オンモード消費電力（単位：W）

P_{SLEEP}　：スリープモード消費電力（単位：W）

4　コンピュータモニタに係る最大年間消費電力量、自動明るさ調節許容値及びタッチ機能許容値の算定方法は、次式による。

ア．最大年間消費電力量

最大年間消費電力量（kWh）＝$(E_{TEC_MAX}+E_{EP}+E_{ABC}+E_N+E_{OS}+E_T)\times eff_{AC_DC}$

E_{TEC_MAX}　：表１により算定された最大消費電力量基準（単位：kWh）

E_{EP}　：表２により算定された性能強化ディスプレイに適用される許容値（単位：kWh）

E_{ABC}　：下記イにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値（単位：kWh）

E_N　：完全なネットワーク接続性に適用される許容値　$E_N=2.9$（kWh）

E_{OS}　：占有センサーに適用される許容値　$E_{OS}=1.7$（kWh）

E_T　：下記ウにより算定されたタッチ機能に適用される許容値（単位：kWh）

eff_{AC_DC}　：ディスプレイの給電で発生する交流・直流変換損失の標準補正係数であり、交流給電ディスプレイは1.0、標準直流ディスプレイは0.85

イ．自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なコンピュータモニタの場合、オンモード電力低減率R_{ABC}を算定し、R_{ABC}が20％以上の場合に、自動明るさ調節許容値E_{ABC}を適用する。オンモード電力低減率R_{ABC}及び自動明るさ調節許容値E_{ABC}の算定方法は、次式による。

$R_{ABC}=100\times((P_{300}-P_{12})/P_{300})$

P_{300}　：300lxの周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力（単位：W）

P_{12}　：12lxの周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力（単位：W）

E_{ABC}（kWh）＝$0.05\times E_{TEC_MAX}$

E_{TEC_MAX}　：最大消費電力量基準（単位：kWh）

ウ．タッチ機能許容値

E_T（kWh）＝$0.15\times E_{TEC_MAX}$

E_{TEC_MAX}　：最大消費電力量基準（単位：kWh）

5　サイネージディスプレイに係る最大オンモード消費電力の算定方法は、次式による。

$P_{ON_MAX}=(4.0\times10^{-5}\times L\times A)+119\times\tanh(0.0008\times(A-200.0)+0.11)+6$

P_{ON_MAX}　：最大オンモード消費電力（単位：W）

A　：可視画面面積（単位：平方インチ）

L　：最大測定輝度（単位：cd／㎡）

6　サイネージディスプレイに係るオンモード消費電力及び自動明るさ調節許容値の算定方法は、次式による。

ア．オンモード消費電力

オンモード消費電力（W）＝$P_{ON_MAX}+P_{ABC}$

P_{ON_MAX}　：最大オンモード消費電力（単位：W）

P_{ABC}　：下記イにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値（単位：W）

イ．自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なサイネージディスプレイの場合、備考４イによりオンモード電力低減率R_{ABC}を算定し、R_{ABC}が20％以上の場合に、自動明るさ調節許容値P_{ABC}を適用する。自動明るさ調節許容値P_{ABC}の算定方法は、次式による。

P_{ABC}（W）＝$0.05\times P_{ON_MAX}$

P_{ON_MAX}　：最大オンモード消費電力（単位：W）

7　サイネージディスプレイに係るスリープモード消費電力基準の算定方法は、次式による。なお、最大スリープモード消費電力及び各許容値は、下表による。

スリープモード消費電力基準＝$P_{SLEEP_MAX}+P_N+P_{OS}+P_T$

P_{SLEEP_MAX}　：最大スリープモード消費電力（単位：W）

P_N　：完全なネットワーク接続性に適用される許容値（単位：W）

P_{OS}　：占有センサーに適用される許容値（単位：W）

P_T　：タッチ機能に適用される許容値（単位：W）

表　画面サイズによるスリープモード消費電力基準及び各許容消費電力

画面サイズ（インチ）	P_{SLEEP_MAX}（W）	P_N（W）	P_{OS}（W）	P_T（W）
画面サイズ≦30	0.5	3.0	0.3	0.0
画面サイズ＞30				1.5